令和6年12月採用 社会福祉法人 北区社会福祉協議会職員募集要項

北区社会福祉協議会では、下記のとおり**介護予防拠点施設の職員(常勤専任職員)**を 募集いたします。

記

1. 募集内容

(1) 募 集 人 員 1名

(2) 勤務地 桐ケ丘介護予防拠点施設(北区桐ケ丘 1-6-2-101)

(3) 勤務内容介護予防拠点施設(注)における常勤専任職員としての業務及び

地域の福祉施設や関係団体との連携に関する業務

(運動指導、講座など企画および運営、施設運営事務等)

(注)介護予防拠点施設とは、住民主体の通いの場を地域に拡げ、高齢者が生きがいや社会的な役割を持ちながら生活できるような地域づくりによる介護予防に取り組む施設です。具体的には、介護予防講座等の開催や、地域で介護予防の自主活動団体のサポート、ボランティア育成などを行う「介護予防事業」と、生活機能の低下がみられた高齢者を対象に介護予防プログラムを提供する「通所型サービス事業」を行います。

(4) 雇 用 形 態 常勤専任(年度ごとの有期雇用)

(5) 雇 用 期 間 令和6年12月(予定)~令和7年3月31日

(6) 試 用 期 間 6ヵ月(同条件)

(7) 契 約 更 新 雇用契約の更新について双方の合意があった場合、契約更新があります。ただし、以下の場合は、契約更新しない場合があります。

①懲戒処分に該当する行為があった場合

②解雇事由に該当する行為があった場合

③組織変更等の本会の業務の都合により担当業務が次年度行なわれ ないことが明らかになり、かつ、代替業務がない場合

(8) 受 験 資格 不問

(9) 賃 金 月給 230,400 円

(基本給 192,000 円十地域手当 38,400 円)

※採用日までに給与改定があった場合は、その定めによります

(10) 通 勤 手 当 規程により支給(限度額 月額 55,000 円)

(11) 賞 与 年2回

(12) その他手当 なし

(13) 昇 給 双方の合意に基づく契約更新により継続勤務した場合、

勤務年数により基本月額の変更(増額)があり得ます。

(14)勤 務 日 ア. 原則として、月曜日から土曜日のうち週 5 日シフト勤務

イ.イベント等により日曜・祝日に勤務することがあります。

(15)勤務時間 8:30~17:00

(16)休 憩 時 間 45分

(17)週 労 働 時 間 38 時間 45 分

(18)時間外勤務 あり

(19) 休 日 日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

(20)年次有休休暇 あり

(21)他 の 休 暇 夏季休暇、慶弔休暇、産前産後休暇、育児・介護休業制度等整備

(22)社 会 保 険 雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金

(23)退 職 金 制 度 なし (ただし東京都社会福祉協議会従事者共済に任意加入可)

(24)福 利 厚 生 東京都広域勤労者サービスセンター

福利厚生センター(ソウェルクラブ)

(25) 定 年 65歳(65歳に達した最初の3月31日まで)

2. 応募・選考

(1) 原 募 方 法 以下のものを当会管理係まで郵送または持参してください。

- ①本会指定の応募用紙
- ②職務経歴書
- ③返信用封筒(長3サイズ、110円切手貼付。返信先宛名記入)
 - ※応募用紙・原稿用紙は、本会ホームページより入手できます。 **自筆**で記入してください。
 - ※郵送の場合、封筒の表に「常勤専任応募」と朱書きしてください。

※郵便事故は責任を負いかねます。

(3)選 考 方 法 適性検査および面接試験

(5)試験会場調整中※受験票に記載しますので必ず確認してください

3. 応募先 社会福祉法人北区社会福祉協議会 管理係(担当: 若松、鈴木)

〒114-0021 東京都北区岸町 1-6-17

電話 03 (3906) 2352/FAX03 (3905) 4653

メール soumu@kitashakyo.or.jp